

八〇 (一七一九) 享保四年九月 朝鮮通信使賄い御用につき猪鹿肉持参の

通達書〔B〕

先達せんだつて而申遣候朝鮮人御賄「御用之寒塩猪鹿拾四肢、」内式うちしきゑだ
ハ虫さし損シ候共、「今度為もたせレ持被こさレ指越、」請取申候

一生猪鹿之儀、最早猪もはや三疋・」かも鹿壹疋、獵師共打留メ」候由

令しょうちせしめ承知候、早々為しレ持「差越可レ被レ申候、いままた南牧・」西牧

其外そと方茂打留候注進ちゅうしん「無レ之候処、獵師共精出候と」相見江、
あいまえ

猪鹿四疋打留、珍重ちんちょう」ニ候、此上随分精出、御用之「間を合せ

候様ニと、獵師共江も」申付、打留メ次第、何疋ニても」為レ持

指越可レ被レ申候

一おだし鬼石領村々方之書付壹通「被ニ差越候、尤寒塩猪鹿ハ」無レ之旨、

令し承知候、以上

(久保田)
久 佐次右衛門

(享保四年)
九月廿日 役 所 印

万場村

八右衛門殿

神原村

覚右衛門殿